

規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

埼玉県人事委員会規則七―一〇二九

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表中「副報道長」を削り、「本庁の所長」を「本庁の所長」に、「危機対策幹」を「危機対策幹」に、「主席協同組合検査員」を「主席協同組合検査員」に、「児童虐待対策幹」を「児童虐待対策幹」に、「地域経営局長」を「地域経営局長」に、「副センター長」を「副センター長（精神保健福祉センターの副センター長に限る。）」に改め、「企画技術幹」を削り、「困難な業務を所掌する総合調整地域経営局長」を「困難な業務を所掌する総合調整幹」に、「契約局長」を「環境未来局長」に、「契約局長」を「環境未来局長」に、「行政改革・ICT局長」を「行政改革・ICT局長」に、「地域経営局長」を「地域経営局長」に、「参与」を「参与」に、「副センター長（産業技術総合センターの副センター長）」を「副センター長（産業技術総合センターの副センター長）」に、「報道長」を「報道長」に、「政策・財務局長」を「政策・財務局長」に、「参与」を「参与」に、「報道長」を「報道長」に、「政策・財務局長」を「政策・財務局長」に、「スポーツ局長」を「スポーツ局長」に、「地域包括ケア局長」を「地域包括ケア局長」に改める。

める。

別表第一二の表中「参事」を「参事」に改める。
医療経営管理幹」

別表第三の二短大卒の部1短大三卒の項(1)中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了」を、同部2短大二卒の項(1)中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一イ及び別表第一ニの改正規定は、令和二年四月一日から施行する。